



島根県報

令和2年6月26日（金）

号外第83号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第426号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年6月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
一般国道	432号	仁多郡奥出雲町亀嵩3210番15地先から同3218番5地先まで	前	メートル 8.47～ 23.95	メートル 328.19	雲南県土整備事務所仁多土木事業所 交通安全工事 拡幅	
			後	9.79～ 23.95	328.19		
〃	261号	江津市松川町太田6番1地先から同724番1地先まで	前 A	8.30～ 8.85	298.31	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 河川事業 ダブルウェイ 仮設道設置	
			後	A	8.30～ 8.85		298.31
				B	9.00		307.30
県道	皆井田江津線	江津市桜江町長谷3309番1地先から同3306番1地先まで	前	4.60～ 13.30	181.00	浜田県土整備事務所 道路改良工事 拡幅	
			後	5.80～ 41.20	181.00		
〃	浜田八重可部線	浜田市旭町都川1028番4地先から同1028番7地先まで	前	12.90～ 21.60	30.80	道路改良工事 拡幅	
			後	12.90～ 28.40	30.80		

島根県告示第427号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年6月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	浜田八重可部線	浜田市旭町都川1030番地先から同1026番4地先まで	メートル 134.30	令和2年 6月26日	浜田県土整備事務所	